一三　公文書等の管理に関する法律施行令第二条第一項第三号の規定に基づき、独立行政法人等の施設であって、公文書等の管理に関する法律第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより公文書等の管理に関する法律第二条第三項第一号に掲げる施設に類する機能を有するものを指定する件　三〇 63 二五

一四　公文書等の管理に関する法律施行令第三条第一項の規定に基づき、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第四条の規定による適切な管理を行うものを指定する件　三〇 63 二五

一五　公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件　三〇 63 二五

一六　内閣府本府における行政文書ファイル管理簿の閲覧場所を定める件　三〇 63 三一

一七　内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令の規定に基づき、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業又は事務を定める件　三一 特22 九九

○宮内庁

二　宮内庁の行政文書ファイル管理簿の閲覧場所を告示する件　三一 三

三　公文書等の管理に関する法律第二条第三項第二号の政令で定める施設の名称及び所在地の公示に関する件　三一 三

○公正取引委員会

一　公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定める件　二五 二

○国家公安委員会

五　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　一一 49 九

六　東北地方太平洋沖地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置を指定する件　一八 四

七　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　二四 58 一六

八　普通自転車の型式認定番号を指定した件　二四 58 一七

○国家公安委員会、総務省、国土交通省

一　移動等円滑化の促進に関する基本方針を改正する件　三一 65 一〇六

○金融庁

一四　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　三 二

一五　保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第一項の認可の失効に関する件　三 二

一六　保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可の失効に関する件　三 二

一七　保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第一項の認可の失効に関する件　三 二

一八　保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第一項の認可の失効に関する件　三 二

一九　信用金庫代理業者に係る信用金庫代理業の許可がその効力を失った件　三 二

二〇　銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件　一〇 48 二八

二一　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二十五条第二号ロ及びニ並びに投資信託財産の計算に関する規則第五十九条第一項第二号ロ及びニに規定する格付を指定する件　一〇 48 二八

二二　金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件の一部を改正する件　一五 一

二三　保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件　三一 65 一一三

二四　保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件　三一 65 一一四

二五　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体））等の規定に基づき金融庁長官が定める額を定める件　三一 65 一一六

二六　保険業法施行規則第八十五条第一項第十三号の二等の規定に基づき金融庁長官の定める算出方法を定める件　三一 65 一一七

二七　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第四十三条第一項ただし書の規定に基づく金融庁長官が別に指定するものを定める件の一部を改正する件　三一 65 一一七

二八　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件　三一 65 一一七